

伊勢市公開型 GIS 等導入業務委託 デモンストレーション実施要領

提案内容の実証および操作性と視認性の確認を目的として、下記のとおりデモンストレーション実施要領を定める。

1. 実施概要

- (1) 提案者は本市が提示するデモンストレーションシナリオに沿って実施すること。
- (2) デモンストレーションは、情報システムの担当職員以外の者にも理解できるよう、十分に分かり易い表現で実施すること。
- (3) デモンストレーションは 20 分とし、超過した場合は、途中で打ち切ることとする。

2. 実施環境

- (1) 下記の機材は市にて用意することとする。
 - ・電源一式（電源タップ含む）
 - ・長机
 - ・椅子
 - ・大型モニタ(55 型以上、HDMI ケーブルあり)
 - ・ノート PC（※LGWAN-ASP でデモンストレーションを行う場合のみ）
- (2) 提案者においては、上記に記載のない機材でデモンストレーションに必要な機材（ディスプレイ操作端末、モバイルルータ等）は責任をもって用意すること。

3. デモンストレーションシナリオ・評価項目

- (1) デモンストレーションを行う内容は以下の順で実施すること。なお、このデモンストレーションは操作性や視認性の評価とするため、詳細な機能説明や解説は行わないこと。
 - ①【公開型】特定の住所または地名を検索し、出発地・到着地の指定ルートを検索する。
 - ②【公開型】二画面表示を行い、異なる背景図と地図コンテンツを表示する。
 - ③【公開型】閲覧している地図情報をデータ出力する。
 - ④【庁内型】新規レイヤの作成と属性の登録を行い、レイヤを全体に公開する。
 - ⑤【庁内型】公開されているレイヤを複製し、編集したレイヤを新たに保存する。
 - ⑥【庁内型】庁内 GIS と連携し、データを公開型 GIS に登録を行う。
- (2) デモンストレーションは、下記の項目を評価できるよう留意して実施すること。
 - ・効率的な業務の実現
 - ・画面構成、操作の習得のしやすさ
 - ・画面デザイン